



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外(29)

目 次

企業局関係

規 程

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... 1

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第14号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程(昭和53年4月県企業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務課の」を「総務企画課の」に改める。

第6条第2項、第7条及び第10条(見出しを含む。)中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第11条中「総務課」を「総務企画課」に改める。

第16条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第19条第4号中「総務課長」を「総務企画課長」に、「債権管理簿(別記様式第22号)」を「債権管理簿(別記様式第22号)、交付金台帳(別記様式第24号の2)」に改め、同条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第49条第2項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第55条中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改め、同条に次の1号を加える。

(12) リサイクル料金

第104条、第110条の2第2項、第111条及び第112条中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第125条中「第21条の14」を「第21条の15」に改める。

第135条第3項第3号イを次のように改める。

イ 登記事項証明書

第137条の次に次の1条を加える。

(随意契約)

第137条の2 令第21条の14第1項第1号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に
じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工事又は製造の請負 250万円

(2) 財産の買入れ 160万円

(3) 物件の借入れ 80万円

(4) 財産の売払い 50万円

(5) 物件の貸付け 30万円

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 令第21条の14第1項第3号に規定する管理規程で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。

- (2) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準を公表すること。
- (3) 契約を締結した後において、契約の相手方となつた者の名称、契約の相手方とした理由その他契約の締結状況について公表すること。

第144条第1項中「第21条の14」を「第21条の15」に改める。

第151条第2項中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別記様式第66号の4中「総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別記様式第67号及び別記様式第68号中 「総 務 課 長」 を 「総 務 企 画 課 長」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。